〇総務省告示第二百二十号

工 事 担 任 者 規 則 (昭 和 六 +年 郵 政 省 令第二十八号) 第八条 \mathcal{O} 規 定 に基 づ き、 総 務 大 臣 が 別 に 告 示 L

て指定する者を次のように定める。

平成二十八年五月十九日

総務大臣 山本 早苗

八 0 亚 年 て、 成二 熊 + 平 本 成 地 五. <u>二</u> 十 震 年 に 五. 際 月二 八 年 L 災害救 + 五. 六 月二十二 日 助 12 法 実 施 日 昭昭 に され 和二十二年法律第百 実 た 施 され 工 事 る 担 工 任 者 事 試 担 験 任 十八八 者 に 試 お 号) 験 **,** \ \mathcal{O} 7 合 が 申 適 請 格 用 点 を され 行 を 得 9 た 市 て た 試 お 町 験 り、 村 科 \mathcal{O} 目 か 区 \mathcal{O} つ、 域 あ に 平 る 者 居 成 住 で

す

るも

 \mathcal{O}

+

あ